

北名古屋市役所東庁舎食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1 概要

北名古屋市（以下「市」という。）は、来庁者の利便性の向上及び職員の福利厚生の一環として、市役所東庁舎内に食堂施設を設置し運営してきたが、平成30年3月末をもって終了している。その後、サウンディング型市場調査により様々な使用方法を検討した結果を踏まえ、安定的・継続的な運営のみならず、良質な食事と質の高いサービスの提供が可能な食堂運営事業者（以下「事業者」という。）を、個人・法人を問わず募集するものとする。

この募集要項は、事業者の選定に当たり、本プロポーザルに参加する事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者から順に選定する。

事業者の選定後、基本条件及び企画提案書をもとに事業者と協議の上、市は行政財産の使用を許可するものとする。

3 基本条件

別添「北名古屋市役所東庁舎食堂運営基本条件書」のとおり

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有している。又は、本事業において必要な営業許可等が受けられる見込みがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 北名古屋市指名停止措置要綱（平成25年告示第174号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 北名古屋市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (6) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

5 選定日程（予定）

内容	日時
公募開始	平成31年2月15日（金）
現地見学会	平成31年2月19日（火）、20日（水） 両日とも午後2時から5時まで
提案者募集期間	平成31年2月15日（金）から
質問受付期間	平成31年2月25日（月）まで
参加表明書提出期限	平成31年2月25日（月）
質問回答期日	平成31年3月4日（月）
企画提案書提出期限	平成31年3月11日（月）
選定結果通知	平成31年3月下旬
食堂運営に関する協議及び行政財産の使用許可	別途
食堂運営開始	平成31年4月1日から 平成31年9月30日までの間

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

※ 現地見学会を希望する場合は、必ず事前に連絡すること。なお、参加人数は、1事業者につき3名までとする。

※ 書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は行わない。

6 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類等を次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

参加表明書：平成31年2月25日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等
参加表明書（様式1）	1部
誓約書（様式2）	

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 電子メールを送信する際の件名は、「食堂運営事業者公募に関する参加表明（事業者名）」とすること。

※ 郵送又はメールの場合は、担当者との電話での確認をもって到着とみなす。

(4) 提出先

北名古屋市役所 総務部 総務課（担当 綿田・丹羽）

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地（西庁舎 3階）

電子メールアドレス somu@city.kitanagoya.lg.jp

電話 0568-22-1111

7 質問の受付等

募集要項等に関する質問については、事前に参加表明書を提出した事業者からの質問のみ受け付ける。

質問については、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

平成31年2月25日（月）午後5時まで

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

質問書（様式3）

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 郵送又はメールの場合は、担当者との電話での確認をもって到着とみなす。

※ 電子メールを送信する際の件名は、「食堂運営事業者公募に関する質疑（事業者名）」とすること。

(4) 提出先

6 参加表明(4)提出先に同じ

(5) 質問に対する回答

全ての質問について質問者名を記載せず、すべての参加者に対して、平成31年3月4日（月）までに電子メールにより回答する。ただし、質問の内容によって回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書の提出

企画提案については、企画提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

平成31年3月11日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等
企画提案申込書（様式4）	1部
会社（業務）概要書（様式5）	
企画提案書（様式6）	

(3) 企画提案書の記載に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可）とし、10ページ以内で提案意図を明瞭簡潔に記載すること。メールにより提出する場合は、PDFファイル形式とすること。

イ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

ウ 公平な審査を期すため、企画提案書には会社名及びロゴ等の事業者を特定するイメージを用いないこと。

エ 図、絵、写真等の使用は可とする。

(4) 企画提案書の基本的な内容

ア 運営方針

イ 収支計画

ウ 経営基盤

エ 安全管理・食品衛生

オ 現場責任者及び従業員の配置

カ メニュー・サービス

キ 廃棄物の回収・処理方法

ク アピールポイント

ケ 使用料

(5) 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 郵送又はメールの場合は、担当者との電話での確認をもって到着とみなす。

※ 電子メールを送信する際の件名は、「食堂運営事業者公募に関する企画提案書（事業者名）」とすること。

(6) 提出先

6 参加表明(4)提出先に同じ

9 企画提案書の審査

(1) 審査方法

企画提案書については、審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面又はメールで通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を市のホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

10 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を事前に電話

連絡の上、担当窓口に直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いを受けない。

11 その他

- (1) 提案者は1つの提案しか行うことができない。
- (2) 応募書類の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、提案を取り下げた場合も含め、一切返却しない。
- (4) 提出された応募書類は、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 企画提案に対する個別の説明は、受け付けない。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 応募書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに応募書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出された応募書類は北名古屋市情報公開条例（平成18年条例第7号）第7条に定める非開示情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、開示の対象となる。
- (9) 提案書に記載された内容は、市の費用負担を伴わず実施する意思があるものとする。ただし、提案書の内容を全て承認するものではない。
- (10) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (11) 選定に関する審査結果についての異議申立は一切受け付けない。

12 問い合わせ先

北名古屋市役所 総務部総務課（担当 綿田・丹羽）

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地（西庁舎3階）

電話 0568-22-1111

FAX 0568-25-1800

電子メールアドレス somu@city.kitanagoya.lg.jp